

JAS 1163

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

生産情報公表農産物

Agricultural products with production details

2005年 6月 30日 制定

2024年 6月 13日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	生産の方法	2
5	表示	2
5.1	表示事項	3
5.2	表示の方法	3
5.3	表示禁止事項	3
6	化学合成農薬削減割合等の公表	3
6.1	公表する情報	3
6.2	化学合成農薬削減割合の公表	4
6.3	化学肥料削減割合の公表	4
7	化学合成農薬削減割合等の表示	4
7.1	一般	4
7.2	表示事項	4
7.3	表示の方法	4
7.4	表示禁止事項	5

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成30年3月29日農林水産省告示第683号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

生産情報公表農産物

Agricultural products with production details

1 適用範囲

この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法について規定する。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

生産情報

農産物の生産に係る次に掲げる情報

- 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者等の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所）
- ほ場等の所在地
- 収穫期間
- 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）
- 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）
- 生産者が施用した肥料（土壌改良資材を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）
- 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）
- 生産者が使用又は施用した **d)~g)** の生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的

3.2

生産者

ほ場等における栽培管理を行う者

2
1163 : 2024

3.3 認証生産行程管理者等

認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者

3.4 ほ場等

ほ場及び栽培施設

3.5 特定農薬

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項ただし書に規定する農薬

3.6 土壌改良資材

地力増進法施行令（昭和 59 年政令第 299 号）に規定する物

3.7 生産情報公表農産物

箇条 4～箇条 7 の要求事項に適合する農産物

3.8 農産物識別番号

同一の生産情報及び箇条 6 に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者等が農産物ごとに定めるもの

3.9 化学合成農薬

農薬のうち化学的に合成されたもの [日本農林規格等に関する法律施行令第 2 条第 1 項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 31 号）の一の 1 に掲げる農薬を除く。]

3.10 化学肥料

肥料のうち化学的に合成されたもの

3.11 窒素成分量

生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を 10 a 当たりの量に換算した量

4 生産の方法

生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表^リしていることとする。

注^リ 公表する方法の例として、電話で回答する方法、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。

5 表示

5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、**b)**にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略してよい。

- a) 農産物識別番号
- b) 生産情報の公表の方法

注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従わなければならないとされている。

5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) **名称** 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表農産物”と記載しなければならない。
- b) **農産物識別番号** 農産物識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。
- c) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注²⁾ 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、**5.1**に規定する事項及び**箇条 4**の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

6 化学合成農薬削減割合等の公表

6.1 公表する情報

認証生産行程管理者等は、**箇条 4**の公表のほか、次の情報を公表してよい。

- a) **化学合成農薬削減割合** 化学合成農薬削減割合は、次の式によって求める。なお、化学合成農薬削減割合に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$$N = \left(1 - \frac{A}{B}\right) \times 10$$

ここで、

N : 化学合成農薬削減割合

A : 農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B : 農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下“平均使用回数”という。）

- b) **化学肥料削減割合** 化学肥料削減割合は、次の式によって求める。なお、化学肥料削減割合に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$$H = \left(1 - \frac{C}{D}\right) \times 10$$

- ここで、
 H : 化学合成肥料削減割合
 C : 農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量
 D : 農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下“平均窒素成分量”という。）

6.2 化学合成農薬削減割合の公表

化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

6.3 化学肥料削減割合の公表

化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

7 化学合成農薬削減割合等の表示

7.1 一般

化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、7.2～7.4 に適合していなければならない。

7.2 表示事項

表示事項については、次のいずれか又は全てを表示していなければならない。

- a) 化学合成農薬削減割合
- b) 化学肥料削減割合

7.3 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) **化学合成農薬削減割合** 化学合成農薬削減割合の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に“化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）”と記載しなければならない。なお、○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載しなければならない。
- b) **化学肥料削減割合** 化学肥料削減割合の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい場所に“化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素成分量比）”と記載しなければならない。なお、○には整数を、○○には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称を記載しなければならない。

7.4 表示禁止事項

表示禁止事項については、7.2 の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

制定等の履歴

制 定 平成17年 6月30日農林水産省告示第1163号
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
改 正 平成20年 5月20日農林水産省告示第 749号
確 認 平成24年 8月28日農林水産省告示第2128号
改 正 平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
改 正 平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号
確 認 平成29年10月20日農林水産省告示第1584号
改 正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 683号
最終改正 令和 6年 6月13日農林水産省告示第1197号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6年 6月 13日農林水産省告示第 1197号
令和 6年 7月 13日から施行する。